

朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務に係る質問に対する回答

令和7年10月17日(金曜日)

No.	文書、該当資料名	頁	内容	回答
1	朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務に係るプロポーザル実施要領	1	3委託料上限額の「令和8年度分の負担額によっては、業務内容及び金額の変更を行う可能性」は実際にはどのような変更となりますでしょうか。	当該業務は国からの補助を受けて行うものであり、令和8年度の補助申請額に対して決定額に大幅なギャップがある場合は、業務内容の見直しと契約額の変更を行う可能性があることから、このような記載としています。その際は、変更契約を行うこととなります。
2	朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務委託仕様書	4	6. 関係機関協議(協議会の運営補助を含む)－(1)協議会 開催支援:「道路利活用・交通部会」とはどのようなステークホルダが集う会となりますでしょうか。	北朝霞・朝霞台駅周辺地区における官民連携組織「エリアプラットフォーム」は、近隣の商業振興会や商工会、町内会、地元企業等の地域の方々を中心とした組織で、その部会である「道路利活用・交通部会」は、道路空間の利活用や交通安全対策等に特化して議論する会議体です。部会にはエリアプラットフォームメンバーのほか、専門的な立場の方や議題に関係の深い方をメンバーに加えています。具体的には、鉄道やバス等の交通事業者、学識経験者、関係行政機関、地権者等です。
3	朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務に係るプロポーザル実施要領	1	5.参加資格(1)過去10年間(平成27年度から令和6年度)に、公共空間利活用事業を受託し完了した実績または自主事業としての実施については、管理技術者の要件と同様、各担当技術者も前職での実績も認められるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務に係るプロポーザル実施要領 ----- 朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務委託仕様書	1 ----- 1	本業務の履行期間について実施要領と仕様書で表記が異なるのですが、どちらが正確となりますでしょうか？	プロポーザル実施要領の表記が正しい記載です。仕様書を修正します。